

**令和８年度「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」
リユース業の優良事業者ガイドラインに関するワーキンググループ（第１回）
議事要旨**

１．開催概要

（１）日時・場所

日時：令和８年７月３０日（木） １３：００～１５：００

場所：オンライン会議

（２）議事

- （１） 優良事業者ガイドラインの目的と本 WG における検討の方向性について
- （２） 優良事業者ガイドラインの基本的な整理方針について
- （３） 優良事業者ガイドラインにおける具体的な優良事業者像について
- （４） その他

（３）出席委員

田崎 智宏	国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事
瀬川 淳司	株式会社リユース経済新聞社 代表取締役社長
手塚 一郎	清和大学 学長 教授
長岡 文明	BUN環境課題研修事務所 主宰
米山 眞梨子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常務理事

（４）配布資料

資料０ 議事次第
資料１ 委員名簿
資料２ 優良事業者ガイドラインの検討方針について

参考資料１ 開催要綱
参考資料２ リユース等の促進に関するロードマップ
参考資料３ 令和７年度「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」（第３回）議事要旨
参考資料４ 環境省におけるリユースに関する施策動向

（５）その他

本検討会は、公開にて実施された。

2. 議事概要

(1) 開会挨拶

【環境省 金子企画官】

- ・まず、先日の熊本地震で被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げる。環境省としては非常災害対策本部会議を開催し、対策を協議しているほか、熊本県庁への職員派遣などの対応も進めている。被災地域の日も早い復旧・復興に向けて、引き続き全力を尽くしていく考えである。
- ・本日は「リユース業の優良事業者ガイドライン策定に関するワーキンググループ」の第1回を開催する。今回ご議論いただく優良事業者ガイドラインは、本年3月に公表した「リユース等の促進に関するロードマップ」に位置付けた施策の1つである。
- ・リユース市場規模は順調に拡大しており、ショッピングセンターや駅ビル内など、生活の中でリユース店舗を見かける機会も増えている。一方で、消費者から見てリユース事業者に対する不安が残る部分もあると認識している。そこで、安全・安心なリユース市場の創出を目的として、優良事業者ガイドラインを策定したいと考えている。
- ・ガイドラインでは、法令遵守にとどまらず、消費者対応など優良事業者のあり方をはじめ、様々な観点について検討する必要がある。委員各位には、幅広い観点から活発な議論をお願いしたい。本日はよろしくお願いします。

(2) 優良事業者ガイドラインの目的と本WGにおける検討の方向性について

【事務局】

- ・（資料2に基づき説明）

【田崎座長】

- ・説明内容について、何か質問があるか。

【委員】

- ・（質問・意見はなかった。）

(3) 優良事業者ガイドラインの基本的な整理方針について

【事務局】

- ・（資料2に基づき説明）

【長岡委員】

- ・事前に本件について話を伺っていた際には、原則として古物商許可を持つ事業者を対象として進められてきたと理解している。
- ・古物商について、インプットが有価物でアウトプットも有価物である場合に古物営業法の対象になると理解している。一方、インプットが廃棄物で、アウトプットが有価物の場合、古物営業法の対象にはならないと理解している。参考として、リサイクルの概念を説明する資料を紹介

したい。金銭の流れを示すグラフで、0円の線を真ん中に置いている。一番上のグラフでは、10円で物を購入し手を加え、100円で売る。差額90円が収益になるが、これは加工業とされる。一番下のグラフでは、例えば紙くずや木くずを100円の処理料金をもらって焼却し、燃え殻を10円で埋立業者に引き取ってもらう。差額90円が収益になるが、これは廃棄物処理業に相当する。真ん中のグラフでは、40円の処理料金で動植物性残渣をもらい、発酵させて肥料や飼料にして50円で売る。差額90円が収益になるが、これこそリサイクルであると説明してきた。

- これまでの資料を見ると、リユースにおいてはインプットの段階から有価物として扱われるケースが多く、その途中で仲介や修理によって付加価値を高め、有価物として販売する。先ほどのグラフで言えば、一番上のパターンがリユース業界における古物営業法の典型的なパターンである。しかし、現実のリユースを考えると、インプットが有価物だけとは限らない。例えば、市町村が粗大ごみとして集めたものから、使用可能なものを選別して有価物として販売している。この行為を民間が行う場合は、廃棄物を集めて有価物に変えるものであり、インプットが廃棄物であれば廃棄物処理法の許可が必要になる。一方、インプットが廃棄物である場合は古物営業法の対象にならない。そのため、古物営業法だけに着目するのではなく、インプットが0円やマイナスのパターンもあることを考慮すると、廃棄物処理法の許可等も必要な業態があり得る。このような観点から、資料の表現を古物商の許可を持つ事業者からリユース業という形に修正いただいたと理解している。
- 今回の論点である「対象とする事業者の業態の範囲」を検討する際には、古物営業法の対象となる事業者だけでなく、インプットが廃棄物であるケースも含め、古物営業法にとらわれず廃棄物処理法の許可等も必要となる業態を検討対象に含めるべきと考えている。

【瀬川委員】

- 事業者に関して幾つか確認したい。1点目、論点1-1で「買取・仕入機能」と記載されているが、回収や片付け事業者、下取りを行う事業者についても対象に含まれるのか。2点目、販売の出口として海外輸出を行う事業者も対象に含まれるのか。3点目、「CtoC事業者等（プラットフォーム等）も含む」と書かれているのであれば、買取・仕入れ前の段階で複数事業者への一括査定ができるCtoBの買取仲介プラットフォーム事業者も対象に含まれるのか。4点目、買取・仕入れ・販売に加え、サブスクリプションやレンタルでリユース品を提供する事業者が対象に含まれるか。

【環境省 村井補佐】

- 基本的な考え方として、事務局としては幅広い範囲を対象として議論いただきたい。様々な事業形態が存在するため、今後の議論の中で一定の線引きを行う可能性はあるが、線引きを行うと「この業態はどうか」といった議論が生じること、リユース業全体の活性化に支障が出る恐れがあることも考慮する必要がある。
- 現時点では幅広い対象を念頭にスライドを作成している。関係法令と若干ずれる部分が出てくる可能性はあるが、瀬川委員の指摘のとおり、買取・仕入れや下取りも対象に含み得ると考えている。また、販売については国内・国外を問わない。
- サブスクリプション、シェアリング、リペアについては、「リユース等の促進に関するロードマップ」の対象になっているものの、リデュースに該当し得る事業形態との議論もあり、本ガイドラ

インでは対象外に整理している。ただし、今後の議論の中で対象とすべきとの意見があれば、改めて検討したい。

【田崎座長】

- ・多様な事業形態がある中で、本 WG では幅広い議論を行いつつ、最終的なガイドライン作成では論点が入り過ぎて分かりにくくならないよう配慮する必要がある。その場合には、上手に仕分けを行い、論点整理の上でガイドラインに入れるものと入れないものを分けることになるかもしれないが、まずは委員各位から幅広い意見をいただきたい。

【手塚委員】

- ・資料 2、P.13 について、優良事業者を定義する際の観点として「法令遵守状況」が独立して掲げられ、その下に 3 つの観点が並んでいる。法学分野を専門とする立場からすると、「法令遵守状況」が他の 3 項目と独立したものとして扱われていることに違和感がある。以前の法令の整理では、環境関連法令と環境関連以外の法令を区分して整理されており、これは分かりやすい整理方法であった。しかし、法令遵守状況は、他の 3 項目、すなわち「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」、「環境負荷低減に向けた取組の実施状況」、「企業のガバナンス体制等」と完全に独立した観点ではないと考えている。それぞれの項目に関して守るべき法令があり、それを遵守しているかどうかという観点で事業者を評価することが重要である。したがって、「法令遵守状況」は重要な観点ではあるが、他の観点から切り離して独立した項目とするよりも、それぞれの観点の中で「法令遵守状況」にどのように目を向けて優良事業者を見極めるべきかという角度から整理する方が妥当ではないかと考える。項目の分け方自体に反対するものではないが、「法令遵守状況」が他の 3 項目と重複して出てくる可能性があり、その点を指摘したい。

【田崎座長】

- ・私の理解では、レベル 1、2 という概念があるとする、法令遵守はレベル 1 に相当し、他の項目はレベル 2 あるいはそれより上位の取り組みとして位置付けることを想定しているように思う。この整理について、事務局の考え方を確認したい。

【環境省 村井補佐】

- ・田崎座長のご発言内容と大きな相違はない。まず、ガイドラインで何の法令をカバーするかを列挙している。しかし、手塚委員の指摘から、見せ方は工夫の余地があると考えており、今後検討したい。

【手塚委員】

- ・ガイドラインが厳しくなり過ぎてリユースしづらくなる方向に向かうことは望ましくない。消費者の安全・安心に向けた工夫を評価する際に、各事業者が行っている取組と、それが法令上どのような遵守行為に該当するかが整理されれば、事業者は取り組みやすくなる。法令遵守だけを独立して対応しなければならないのではなく、消費者の安全・安心、環境負荷低減、企業ガバナンスといった観点からやるべきことを行うことで、結果的に法令遵守となるようなガイドラインが望ましいと考える。

【金澤委員】

- ・ 1 点目、全国の自治体で問題となっている無料回収業者についてである。軽トラックで巡回し、「無料で回収します」と案内して家電等を回収した後、法外な料金を請求する事例が全国で問題になっている。このような業態は、今回の議論の対象になるのか確認したい。
- ・ 2 点目、優良事業者ガイドラインの「優良」の意味についてである。我々が考える法令遵守や環境面の観点からの「優良」と、消費者が考える適切な価格・サービスを提供しているかどうかといった観点からの「優良」との間にギャップがある。法令遵守や環境面の観点の「優良」ガイドラインを見て業者を選んでも、消費者の観点からは期待に応えられない可能性がある。
- ・ P.13にある「法令遵守状況」「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」「環境負荷低減に向けた取組の実施状況」「企業のガバナンス体制等」の観点は重要だが、これらをクリアできるリユース業者がどれほど存在するのかという印象もある。中小企業が多い分野であることも踏まえ、こうした観点を求めることと、消費者が安心して選べる事業者に対する「お墨付き」としての視点との両立を考える必要があると感じている。

【環境省 村井補佐】

- ・ 無料回収業者については、環境省としてはガイドラインの対象に含めると考えている。廃棄物処理法を所管する立場から、過年度より自治体向けセミナーを行い、適正処理の観点から無料回収業者の問題点を是正する取組を進めている。
- ・ 自治体によっては、自らの区域内に所在するリユース事業者をリストアップして住民に提示し、利用する場合にはこのような事業者を参考にしてほしいと案内している例もある。「優良」の基準は多様であると理解しているため、基準設定にあたっては調査を行いながら検討を進めたい。

【米山委員】

- ・ 全般的な内容に異論はない。
- ・ 対象品目の範囲は非常に広く、業務の範囲についても膨大である。一方で、事業者の立場で考えると多くの事業者は一部の品目・業務しか扱っていない。ガイドラインが作成された際に、自分の事業がどの部分に関係するのかが分からないと利用してもらえない可能性がある。ガイドラインが自社のどこに適用されるかが分からなければ活用されにくいのではないかと懸念する。
- ・ 法令遵守の位置付けについては手塚委員の指摘と同様の印象を持っている。消費者の安全・安心に向けた「工夫」という言葉は便利ではあるが、法令は遵守した上で更に何かを行うイメージとして受け取れる。そのため、法令遵守状況と他の分野を切り離さず、最後にガイドラインを読む事業者や消費者が一体的に理解できるよう工夫する必要があると感じた。

【環境省 村井補佐】

- ・ 米山委員のご指摘のとおりである。第1回としては全体的な枠組みを示すため、細分化は最小限にとどめている。今後の議論を踏まえ、ガイドラインの見せ方や対象範囲の示し方について検討したい。

【田崎座長】

- ・ 論点 1-2 で示されている今回の対象品目は、リユースショップで扱われているものを主としている。一方で、リユース全般を対象とした一般論的な事項も議論することになるため、それらを上手に整理していくことが重要である。
- ・ 論点 3 のガイドラインについて、現在の一般消費者はガイドライン文書を直接読むわけではなく、「リユースショップを選ぶ際に何を注意すべきか」と検索した際に、AI 等がガイドラインを参照して助言するといったことになる可能性がある。そのため、機械判読しやすい構造とすることが重要である。特に図表等の構成が機械に読み取られやすい形になっているかという点に留意してほしい。こうした仕組みを活用できると、消費者は優良事業者ガイドラインの内容を意識するようになり、消費者の判断を通じて、事業者にとってもガイドラインを意識する意味が生まれ、好循環が期待できる。その点を意識して検討を進めてほしい。

【瀬川委員】

- ・ 論点 1-2 の対象品目について確認したい。貴金属類には宝石が含まれるとの認識でよい。また、記載されていない品目として、酒類、化粧品、チケットや金券類などがあるが、これらを対象から外している理由があれば示してほしい。

【環境省 村井補佐】

- ・ P.12 に示したとおり、古物に該当し得る品目であれば、幅広に対象として捉えたいと考えている。瀬川委員の指摘いただいた品目は、これまで環境負荷低減の観点からは着目してこなかった分野であり、対象とする場合にはどのような法令や工夫が必要かについて、今後調査したい。
- ・ 貴金属類に宝石が含まれるかについては、特段除外する理由はないため含まれると考える。

【田崎座長】

- ・ P.12 の宝飾品類の項目に宝石類が含まれ、古物営業法の対象となっているため、今回の検討範囲にも含まれると認識している。
- ・ 業態が多様化しているため、論点 1-1 では様々な観点を考慮する必要があるが、論点 2、3 も含めて、今後議論を進めていきたい。本日の論点 2 の 4 つの項目については、性格の異なるものが混在しているという指摘もあり、今後、さらに議論を進め、整理していきたい。

(4) 優良事業者ガイドラインにおける具体的な優良事業者像について

【事務局】

- ・ （資料 2 に基づき説明）

【手塚委員】

- ・ まず法令遵守状況に係る優良事業者像の案について述べる。事業者像の案自体には異論はない。ただし、「あるべき優良事業者に求められる主な実施事項」の表現を文字通りに捉えると、相当ハードルが高く感じられる。事業者が結果としてこうした状態を実現していればよいと捉えるのであれば、網羅的な把握そのものよりも、事業者内でどのような法令遵守の周知・教育を行っているかが重要になる。したがって、実施事項の中身については、事業者が受け止めやすい内

容になるよう、もう少し検討し整理し直した方がよい印象を持った。

- ・ 加えて、法令遵守状況は、その他3つの観点と重なる部分が多いと考える。消費者の立場からすると、遵守している法令名を列挙するよりも、「こういう場面で適切な対応をしている事業者が、優良事業者である」と示される方が分かりやすい。事業者向けのガイドラインとして整理する際にも、むしろ「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」以降の3つの観点を先に整理し、関連する法令リストを示す方がよいと感じる。したがって、総論的な形で「法令遵守状況に係る優良事業者像」を最初に置く必要性は必ずしもないとする。ただし、最初に置くか最後に置くかについては現時点では判断を留保したい。
- ・ 次に、「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況に係る優良事業者像」について述べる。「消費者が不安を感じる場面ごとに、不安を軽減する工夫を継続的に行っている事業者」という表現は、「安心」に関する優良事業者像にはなっているものの、「安全」の部分は十分カバーされていない印象を受ける。「安全」と「安心」は別の範囲をカバーする用語だと考えており、消費者の安全のためにどのような施策を講じている事業者が優良事業者なのかが分かるような文言に修正した方がよいと考える。

【田崎座長】

- ・ P.19の「全店舗・全従業員が日常的に遵守」という記載は、私も相当厳しい条件だと感じている。全店舗についてはよいとしても、従業員は担当業務や責任範囲が異なるため、全従業員に同じレベルの理解・遵守を求めるのは実態に合わない可能性がある。

【金澤委員】

- ・ P.20～P.22の「調査対象とする法令等」という表現について、この「調査」は、企業ごとにガイドラインに基づいて法令遵守状況を確認するという趣旨と理解した。優良事業者ガイドライン策定後、ガイドラインに基づく優良事業者の認定を行う予定があるのかを確認したい。認定を行う場合、お墨付きを与えることになる。一方でこれまでの説明では「優良事業者像」をリユース業界に示す趣旨のようにも聞こえる。ガイドラインの活用の想定を確認したい。

【環境省 村井補佐】

- ・ 「全店舗・全従業員」に関して、例えば店舗の店長だけでなく、実際に業務を行っている従業員が理解していなければ実効的ではないという考え方にに基づき記載したものである。市場の活性化を目的としてガイドラインを検討しており、過度に厳しいものとする意図はない。
- ・ 関連法令の記載は、最終的な読み手の視点を踏まえ、項目ごとの法令の示し方について今後整理していきたい。
- ・ 安全と安心が異なる概念である点についても指摘のとおりであり、事務局で対応したい。
- ・ 「調査対象とする法令等」については、事務局として環境省が調査するという趣旨であり、ガイドライン策定に向けて法令の中身を読み込むことを想定している。
- ・ 優良事業者の認定については、事業者団体等から要望もいただいているが、論点が変わってくる可能性があるため、現時点では理想的な優良事業者のあり方を議論いただくことを目的としている。認定の在り方については議論が進んだ後に、改めて意見を伺いたいと考えている。

【田崎座長】

- ・ 安全の観点については、特に「②買取取引」の部分で、例えば家電製品など故障や不具合がある場合の安全確認に関する項目が十分ではない印象がある。製品安全法などの関係法令も踏まえ、買取時の安全確認に関する記載を充実させてほしい。

【米山委員】

- ・ 「消費者の安全・安心に向けた工夫の実施状況」に関して、消費者にとって「安心を求める」というよりも、結果として安全であることが重要であり、安全には金銭的な被害、だまされてお金を取られると身体の安全の両方の側面がある。その上で、この事業者を信頼して取引できる状態が「安心」だと考える。「不安を感じる場面ごとに不安を軽減する工夫」という表現はやや狭い印象であり、安全の分野をしっかりと含めていただきたい。
- ・ P.25、例えば家電等の電化製品では取扱説明書や付属品が揃っていることが重要になるが、取扱説明書がないケースは多く、家電製品協会等から対応のガイドも出ている。消費者としては、貴金属でだまされることも問題だが、身体への影響が最も心配であり、「安全である」と理解できる事業者が優良であると考えている。
- ・ さらに、仕入れた商品がリユースできない場合は、当然廃棄する必要がある。その廃棄が適正に行われているかどうかを消費者は心配している。廃棄物処理や法令遵守の議論は先ほどから出ているが、消費者の安全・安心の観点からも、事業者が不適正な廃棄を行っていないことをガイドラインに反映してほしい。

【環境省 村井補佐】

- ・ 安全が必要で、結果として安心につながるという指摘はそのとおりであり、整理したい。
- ・ 適正に廃棄されているかという点は、廃棄物処理法が重要であり、例えば家電製品ではプライバシー情報が残ったまま流出するなどのトラブルが発生し得るため、情報の取扱いや開示も重要な観点であると認識している。

【田崎座長】

- ・ P.24 の買取に関する透明性について、単品査定の実施や査定票を控える、誰に対しても適正な値付けするなど、買取価格の決め方について一定のルールを設ける方が楽かと思いつつ、情報端末等を用いて相場を調べながら買取を行う事業者もいるなど、買取価格の決定は事業者のノウハウであり、どこまで透明性を求めるかは難しい問題であると感じている。この点について、リユース業界に詳しい瀬川委員からコメントをいただきたい。

【瀬川委員】

- ・ 価格に関してよく聞く事例として、特に高額品で多いトラブルが、例えば事前の LINE 査定で 10 万円と買取価格を提示されていたが、実際に店舗に持ち込むと 5 万円と言われるケースがある。このとき、値下がりの理由が説明されないと、消費者は不信感を持つ。一括査定サービスの場合も、事業者側が案件獲得のために高い値段を事前査定で提示し、実際の買取時に様々な理由をつけて安く買い取る事例がある。このような行為は、リユース市場全体に対する消費者の不信感を招く問題だと認識している。相場変動によって価格が変わることはあるが、価格に

対する妥当性を説明できることが重要であり、最初に高値を提示して消費者を誘引するような行為は問題である。ガイドラインでは、こうした行為を抑制し、価格の妥当性について説明することを求める観点を盛り込めるとよいと考える。

- ・ P.24 で「①取引開始前」の 2 つ目に「イベント等（催事買取等）における連絡先（電話番号等）の開示」があるが、イベントや催事買取に限定している理由が不明である。事業者の信頼性の観点としては、連絡が取れることが大前提であり、イベントに限らず、ホームページ、住所情報、代表者名、古物営業許可番号など、連絡手段の開示は必須ではないかと考える。

【田崎座長】

- ・ 瀬川委員の指摘のとおり、価格が変わる場合に正当な理由がある、例えば傷や不具合が見つかった等ならよいが、消費者を誘引するための価格提示は排除すべきである。CE コマースではレピュテーションにより問題事業者が排除される傾向があるが、オンライン以外では消費者の評価が十分に共有されない場合もあり、対策が必要と感じる。

【長岡委員】

- ・ P.24 の「②買取取引」について、必ずしも買取だけではなく、0 円の下取りや、無料回収と称しながら実質的に処理料金相当額を徴収する業者も含まれる。このような場合、買取取引だけに限定するのではなく、「取引」という概念で、0 円や 0 円を下回るケースも含める必要がある。消費者保護の観点から、「100 円で買い取る」と言われていたものが「処理料金 500 円をいただく」となれば、消費者にとって大きな影響がある。この視点は今回の議論から外れるのか。

【田崎座長】

- ・ むしろ取り込むべき視点だと考える。長岡委員の意見を踏まえ、買取だけでなく片付けとセットで、売れる部分と廃棄処理する部分を含めて見積もりを行うようなケースも、今回の議論に関係すると認識する。

【環境省 村井補佐】

- ・ 価格に関する点は、引き続き委員各位や、オブザーバーとして参加している業界団体へのヒアリングも行い、第 2 回以降で検討を進めたい。
- ・ イベント等における連絡先の開示については、店舗があれば物理的に再度訪問できるため連絡が取りやすい一方、イベントや催事買取では終了後に店舗が存在しない場合があるため、その点を明示しようとしたものである。ただし、かえって混乱を招く可能性があるため、「連絡先の開示」と一般化した表現に修正したい。
- ・ 買取取引に含まれる事業形態については、無料回収等もガイドラインの対象に含めるべきと考えており、記載方法の修正を検討したい。

【手塚委員】

- ・ 長岡委員の発言に関連するが、本 WG で検討しているのは優良事業者ガイドラインであると認識している。その観点から言えば、廃棄物処理法の許可を取得していないにもかかわらず廃棄物を取り扱うなどの違法事業者については、市場に入れないようにする対応を検討すべき事柄

だと考える。廃棄物処理業の許可を得ていない者が廃棄物を取り扱うこと自体がコンプライアンス違反であり、違法事業者を見極めて退場させることはガイドラインの検討と並行して進めるべき課題であるとする。

【長岡委員】

- ・ インプットが廃棄物であっても、必ずしも悪い事業者とは限らない。先ほど述べたように市町村が粗大ごみとして集めたものから、付加価値を高めて有価物としてリユースすることも可能である。民間事業者も、廃棄物処理業の許可を取得し、廃棄物を中間工程で付加価値を高めてリユースするパターンが考えられる。そのため、インプットが廃棄物であるケースも優良事業者ガイドラインの中で扱ってよいと考える。一般消費者から見れば、遺品整理や引っ越し時に廃棄物とリユース品を一括して引き取ってほしいというニーズがあるため、こうした一括引き取りを行う事業者も対象に含めてよいのではないかと考えている。

【田崎座長】

- ・ 事務局からは、廃棄物として受け入れたものでもリユース業の部分があればガイドラインの対象とするとの説明があった。一方、手塚委員の指摘は、違法事業者の問題であり、取り扱う品目が廃棄物かどうかの問題ではないと理解している。

【手塚委員】

- ・ 長岡委員の意見に反対するものではない。P.24の「②買取取引」に関する議論であれば、検討すべき項目の位置付けが少し異なると感じた。処理料金が必要な商材であっても、リユースの実態全体を見ればガイドラインの検討対象であることは当然であり、その点には賛成である。

【環境省 村井補佐】

- ・ 廃棄物処理法を踏まえて検討すべきという点はそのとおりであり、環境省内でも連携しながら検討したい。許可の有無という観点では、モデル事業として廃棄物処理業者とリユース事業者が連携している例もある。例えば空き家リユースや引っ越しリユースなど、様々な形での取り組みが進んでいる。こうした事例を注視しながら検討を進めたい。

【手塚委員】

- ・ P.26の「環境負荷低減に向けた取り組みの実施状況」について、最終的には廃棄せざるを得ない物品が一定数存在することは事実であり、その際に次のステップとしてリサイクルをきちんと考えているかどうかが重要である。「環境負荷低減に資する取組（例）」の③にリサイクルが含まれていると理解しているが、リユース事業者が自らリサイクルや適正処分までカバーしている場合、あるいはリサイクル業者と連携して3Rに貢献している場合は、評価すべきである。リユース自体もリデュースに資する面があり、リサイクルも同様である。リユースのために物品を集めてもリサイクルや処分に回さざるを得ない場合、適正に処理しているかどうかは重要な観点である。こうした点を評価し、求められる行動例を示すガイドラインとなることを期待する。

【田崎座長】

- ・ 「求められる行動(例)」に、例えばリサイクル事業者との連携体制を構築していることなどを基準として追加することが必要だと感じる。他のパターンもあり得るため、1つの基準として記載する方向で検討したい。

【瀬川委員】

- ・ P.26の「④CO₂削減効果等のリユースに関する環境負荷低減効果の明示」について、環境負荷低減効果の数値化自体は基本的に良いが、中小企業が多い分野であることを踏まえると、中小事業者でも簡便に算出できるツールや方法を提示できるかどうかが重要である。また、数値面を重視し過ぎると、従来であれば消費者の利便性のためにまとめて買い取っていたものを買わなくなり、売れるものだけを買う懸念がある。つまり、売れないものを買取り廃棄が増えれば、CO₂削減効果の数値が悪化するので、売れないものは買わない可能性がある。消費者が売れないなら廃棄するという行動につながる恐れもあるため、この点には留意していただきたい。
- ・ P.25の「③販売取引」について、「販売品の適正な仕入れ管理」のうち「リコール製品に関する情報収集」について、リユース事業者が1点1点リコール情報をチェックするのは、実務的には難しい。これを求めるのであれば、事業者が使いやすい検索サイト等の整備が必要である。消費者庁や経済産業省のサイトは、実務的には使いにくい部分もあるため、流通事業者が情報を収集しやすい仕組みの検討が必要だと考える。そのような仕組みがない中でリコール製品のチェックを求めると、リコール対象製品が多い分野の製品を買取対象から外す懸念がある。そのため、リコール情報の扱いについては事業者負担や実現可能性への配慮が必要である。
- ・ 「疑わしい持ち込み」については、疑わしいとは何を指すのかが不明である。盗品を想定しているのであれば理解できるが、新品事業者が在庫処分の目的で大量に持ち込むケースもあり、「大量持込＝疑わしい」とするのは適切ではない。もし引き取ってはならないとすると廃棄するしかないという問題も出るため、「疑わしい持ち込み」が何を指すのかを明確にしてほしい。
- ・ 「コピー品の廃棄」については、ガイドラインに明示しなくてもよいのではないかと。リユース事業者は真贋鑑定の研修用資料としてコピー品を研修材料として会社で保管することもある。そのため、コピー品の廃棄まで求めなくてよいと考える。
- ・ P.27の「健全な企業ガバナンス体制等の観点」の「財務上安定した経営基盤を有すること」の例として「営業利益等が継続的にプラスである等」と記載されている。企業であれば赤字になることもあり、継続的にプラスでないと優良企業とは言えないというのは違和感がある。スタートアップ企業であればしばらく赤字が続く場合もあり、その間は優良企業として認定されないのかという疑問が生じる。むしろ「債務超過ではない」「税金の滞納がない」といった基準にとどめる方が適切ではないか。

【田崎座長】

- ・ 事業者による品質チェックやリコール情報については、ジャンク品のように品質チェックを行わないことを前提に流通している品もある。どこまでチェックを求めるかは議論が必要である。今回想定しているガイドラインは一般消費者を主な対象としているが、一方で目利きの消費者が存在するリユース市場もある。そうした市場に対する手当をどうするかという論点にも関わる。

【環境省 村井補佐】

- ・ 廃棄せざるを得ない製品の処理について、適正処理が行われないことは、リサイクルの観点でも問題であり、適正なリサイクルや処分を行っている事業者を評価できるような内容にしたい。補足として、先ほど自治体との連携について説明したが、自治体と連携協定を結んでいるリユース事業者も増えており、「リユース等の促進に関するロードマップ」の指標にもなっている。こうした自治体との連携も評価できるようにしたい。
- ・ CO₂削減効果については、参考資料4に昨年度環境省が実施した「使用済製品のリユース促進による温室効果ガス削減効果の見える化」調査の結果を掲載している。こうした結果も踏まえつつ、使いやすいツールの開発を目指したい。ただし、調査結果は一定の仮定を置いて作成しており、他にも「3R 行動見える化ツール」等、環境省内で開発したツールもある。これらをどのようにまとめ、使いやすい形にするか検討したい。
- ・ リコール製品については、事業者負担や実現可能性を踏まえ、関係省庁との連携も必要な部分であり、事務局で検討を進めたい。
- ・ 「疑わしい持ち込み」については、画一的に規制できるものではなく、リユース事業者が有する取引の知見を踏まえた整理が必要である。業界へのヒアリングを踏まえ、検討したい。
- ・ コピー品についても、記載するかどうかを含めて検討したい。
- ・ 財務状況については、廃棄物処理法における「優良産廃事業者認定制度」で「経理的基礎」の項目があり、それを参考にして「営業利益等が継続的にプラスである」と記載した。ただし、これは例示であり、リサイクル事業者とリユース事業者では事業形態が異なるため、この表現が適切かどうかは検討の余地がある。

【田崎座長】

- ・ コピー品については、「廃棄する、または販売しない」といった記載にすれば、様々なケースに対応できると感じた。

【瀬川委員】

- ・ 追加で1点指摘する。今回の説明では触れていないが、P.29の「参考用語集」に「適正なリユース市場」の意味として「環境負荷低減に資する取組を実施する、優良なリユース業者が評価される安全・安心なリユース市場」と書かれている。資料を見てこれは逆ではないかと感じた。
- ・ 消費者の安心・安全を提供する優良なリユース事業者が評価され、その結果として環境負荷低減が円滑に進む市場が「適正なリユース市場」であると考え。リユース事業者は環境負荷低減だけを目的として事業を行っているわけではなく、ビジネスとしてリユースを行い、その結果として環境負荷低減に貢献している。
- ・ その意味で、消費者の安心・安全の提供が先にあり、その結果として環境負荷低減につながるという構成の方が自然であり、環境負荷低減を先に置く現行の表現には違和感があることを申し添えたい。

【田崎座長】

- ・ 指摘の点は環境省ならではの表現になっている可能性もあるが、この部分の表現について時間

をかけて検討していただき、瀬川委員と議論するか、次回の検討会で改めて議論する形にしてほしい。

【田崎座長】

- ・ 私からは P.26 についてコメントする。今回は様々な項目を幅広く列挙する段階であり、1～4の項目立て自体はよいと考える。ただし、全ての項目を満たしていないと優良事業者の表明ができないとすると、優良事業者の範囲が狭くなる可能性がある。仮に優良事業者を認定する場合には、販売する製品や事業状況によってこれらの条件には濃淡が生じると考える。最終的に認定等でどう活用するかはまだ不明だが、評価にあたっては一定の濃淡や選択性を考慮する必要があると感じる。
- ・ 廃棄物分野の立場からは売れ残り品の割合の開示も望ましいと感じる一方で、利便性を考えると瀬川委員が指摘したように、広く受け入れ、リユースと適正処理の両方を担う事業者が増えることも重要である。その場合、売れ残り品の割合が他の業者より大きくなることはやむを得ない側面もある。したがって、売れ残り品の割合の情報開示は重要だが、その評価の仕方は課題として残ると感じる。
- ・ P.25 の③、④も丁寧に検討すると追加の論点が出てくる可能性がある。現在の記載は従来のリユースショップを中心に想定しているように見える。電子取引など新しい形態もあり、幅広い業態や観点がまだ抜けている可能性がある。事務局には検討を進めていただき、委員からも気づいた点があれば事務局にアイデアを提供していただけるとよいと考える。

【長岡委員】

- ・ P.19 について、「法令を理解し、全店舗・全従業員が日常的に遵守している」という記載をガイドラインで求めることが妥当か疑問である。廃棄物処理法についても、全従業員が全ての条文を理解することは不可能であり、廃棄物処理業務に従事する従業員が理解すべき部分と、店長や社長が理解すべき部分がある。階層分けが必要であり、買取専門の担当者や販売専門の担当者など、役割によって求められる知識が違う。親切的なガイドラインにするのであれば、場面や立場ごとの注意点の記載が必要になると考える。

【田崎座長】

- ・ 例えば、P.19 の情報をインタラクティブなガイドラインとして提供し、読者が「自社はどの事業に該当するか」をチェックすると、必要な情報部分だけが表示されるような構成であればわかりやすい。そのような仕組みが難しい場合でも、読者をうまく誘導し、必要部分だけが伝わるような工夫を期待したい。

(5) その他

【環境省 寺野補佐】

- ・ (参考資料 4 に基づき説明)

3. 閉会

【事務局】

- ・ 本日の議事概要は事務局で取りまとめ、後日委員各位に確認をお願いする予定である。協力をお願いする。

以上